

第6回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年11月27日(土) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 6 名	欠席 3 名	農地利用最適化推進委員	出席 11 名・欠席 2 名
	×	1 番 藤原 健祐		×	6 番 佐藤 良一	
	○	2 番 田村 和弘		○	7 番 横畠 悦子	
	×	3 番 森田 有紀		○	8 番 横畠 増吉	
	○	4 番 氏原 延		○	9 番 北添 正男	
	○	5 番 田村 公史				
					○ 刈谷 哲二	×
					○ 田村 克郎	○ 邑田 昌平
					○ 田村 宮幸	○ 眞辺 忠志
					×	森 正彦
					○ 野村 隆博	○ 山口 修二
						○ 伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同	第 2 議事録署名委員選任	
	同	第 3 報	告
	同	第 4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 5 号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第6回農業委員会定例総会を開会します。

本日は1番 藤原 健祐 委員と 3番 森田 有紀 委員と 6番 佐藤 良一 委員、農地利用最適化推進委員の 森 正彦 委員、邑田 昌平 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番 氏原 延 委員と 7番 横畠 悦子 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、11月5日に第1回臨時総会を開催しました。これは、事務局の不手際により、本来であれば先月の定例総会において審議していなければいけなかった農地法第3条の申請4件が抜かっていたことにより、急遽臨時総会を開催することとなり、農業委員9名と調査報告のあった推進委員4名のみを参集していました。その節はご迷惑をおかけしました。

また、同日に経営開始型給付金の関係で現地巡回を岩井口・二ノ部丁・芝ノ坊・入寺山で行い、事務局より前田が出席しました。

9日には就農相談が高吾改良普及所であり、事務局より前田が出席しています。

18日には第6回佐川町農業関係機関打合会が高吾改良普及所であり、事務局より前田が出席しています。同日、人・農地プランについての県との打合会が佐川町役場であり、事務局より私、森田と前田が出席しています。

27日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届2件について報告します。

8番が、所有者が■の■さん。耕作者が■の■さん。土地の所在が字■番
地目は田で、面積が609㎡。契約の内容は令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の
利用権設定で、受付日・解約日ともに令和2年10月29日となります。

9番が、所有者が■さんの相続人代表である、■の■さん。耕作者が■の■
■さん。土地の所在が字■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,101㎡。契約
の内容は平成31年2月1日から令和4年1月31日までの5年間の利用権設定で、受付日・解約日とも
令和2年11月7日となります。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸し手が■の■さん。借り手が■の■さん。土地の所在が西組字■番■。
地目は田で、面積は1,629㎡。契約の内容は平成29年2月1日から令和4年1月31日までの5年
間の利用権設定で、受付日が令和2年11月13日、解約日が令和2年11月12日となります。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書6件について報告します。

70番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が西組字■
■番■ 他8筆。地目は田が6筆、畑が3筆で、面積が合計で7,209㎡。受付日・受理日と
ともに令和2年10月30日。権利取得日が令和2年8月9日で、取得事由が相続となっています。

71番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が東組字■番■他3筆。地目は全て畑で、面積が合計で1,320㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月30日。権利取得日が平成28年1月22日で、取得事由が相続となっています。

72番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が本郷字■番■。地目は畑で、面積が54㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月30日。権利取得日が平成4年8月22日で、取得事由が時効取得となっています。

73番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が平野字■番■他13筆。地目は田が9筆、畑が5筆で、面積が合計で5,818㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月30日。権利取得日が令和元年8月14日で、取得事由が相続となっています。

74番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が本郷字■番■他20筆。地目は田が16筆、畑が5筆で、面積が合計で16,300㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月15日。権利取得日が平成27年10月6日で、取得事由が相続となっています。

75番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が中組字■番■。地目は田で、面積が893㎡。受付日・受理日ともに令和2年11月16日。権利取得日が令和2年7月2日で、取得事由が相続となっています。

つづきまして、報告事項５．時効取得３件について報告します。

３番が、登記義務者が■■■■の■■■■さん。登記権利者が■■の■■■■さん。土地の所在が本郷字■■■■番■■。地目が畑で、面積が５４㎡。受付日が令和２年１０月２８日。登記の目的は所有権の移転で、登記の原因が、平成４年８月２２日の時効取得です。

４番が、登記義務者が■■■■の■■■■さん。登記権利者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■。地目が田で、面積が１，９９０㎡。受付日が令和２年１１月１０日。登記の目的は所有権の移転で、登記の原因が、平成１１年６月１日の時効取得です。

５番が、登記義務者が■■■■の■■■■さん。登記権利者が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■ 他１筆。地目が畑で、面積が合計で７４㎡。受付日が令和２年１１月１２日。登記の目的は所有権の移転で、登記の原因が、昭和５１年６月３０日の時効取得です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、第１号議案 農地法第３条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第１号議案農地法第３条に関する件２件を説明します。

３０番は譲渡人が■■の■■■■さん、譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■ 他３筆。地目は全て畑で、面積が合計で１６０．９６㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で

売買価格は坪8万円となっています。

31番は譲渡人が■■■の■■■さん、譲受人が■■■の■■■さん。土地の所在が加茂字■■■番■■■。地目は田で、面積が133㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は30万円となっています。

31番は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。
説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

30番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■より北に100m行った場所が申請地です。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また、経営状況も地域との調和要件にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

北添推進委員

31番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■の信号より15m程度南側にあった■■■沿いの水田です。

譲受人は果樹を栽培する兼業農家で、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。農機具も所有し、また経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第２号議案農地法第５条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第５条に関する件１件について説明します。

譲渡人が■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■。地目は田で、面積が３２２㎡。転用目的は一般住宅の建築で、農地区分は第１種農地。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

なお、こちらの案件につきましては、５月にも申請をしていましたが、確認事項の補正中に取り下げとなっており、再度の申請となります。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

10番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から■■■■の町道を西に約30m地点の左側です。

申請地の東側は本人の私道、さらに東は空き地。西側は住宅、南側は宅地、北側は町道で、関係者の承諾も得ております。また排水計画、宅地への進入路にも問題なく、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第3号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案非農地証明願2件について説明します。

15番は、申請者が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。土地の表示が本郷字■■■■番。地目が田で、面積が727㎡。利用状況は20年以上前より耕作を放棄し、現在は雑草・灌木が茂り、山林となっているとのことです。入江健次郎さんが代理人となっています。

16番は、申請者が■■■■の■■■■さん。土地の表示が本郷字■■■■番。地目が田で、面積が1,299㎡。利用状況は20年以上前より耕作を放棄し、現在は雑草・灌木が茂り、山林となっているとのことです。■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

6番佐藤委員

15番と16番は隣り合った土地なので一緒に報告します。申請地は■■■■集落と■■■■を挟んで対岸にあり、主たる耕作者が高齢となり、20年以上耕作を放棄され、現在は雑草・雑木が生え茂っている状態であり、非農地証明事務取扱要綱第6条（3）に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

今回は委員からの申請がありますので、138番以外を先に審議し、その後で138番を審議したいと思います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（11月分）13件中12件について説明します。

137番は、貸し手が■■■の■■■さん、借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■番。地目は田で、面積が1,483㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が玄米30kg。作付け予定は白菜で、設定期間が令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

139番は、貸し手が■■■の■■■さん、借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、中組字■■■番。他1筆。地目は田で、面積が合計で981㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

140番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番■■ 他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で1,835㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が226番1が2万5千円。1960番が5万円。作付け予定は施設花卉で、設定期間が令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間です。

141番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中野字■■■■番■■。地目は田で、面積が2,282㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が3万円。作付け予定は野菜で、設定期間が令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間です。

142番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■ 他3筆。地目は田で、面積が合計で3,027㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

143番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西山字■■■■番■■。地目は田で、面積が1,010㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間です。

144番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、西山字[]番。地目は田で、面積が1,331㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間です。

145番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、西山字[]番。地目は田で、面積が2,075㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米60kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間です。

146番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、西山字[]番。地目は田で、面積が1,488㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米60kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間です。

147番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、西山字[]番。地目は田で、面積が897㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間です。

１４８番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西山字■■■■番。地目は田で、面積が２，５１６㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米９０ｋｇ。作付け予定は水稻で、設定期間が令和２年１２月１日から令和４年１１月３０日までの２年間です。

１４９番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西山字■■■■番。地目は田で、面積が１，７４４㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が米３０ｋｇ。作付け予定は水稻で、設定期間が令和２年１２月１日から令和４年１１月３０日までの２年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

北添推進委員

１３７番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■川中流域にある水田です。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。現在も野菜を栽培しています。

農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

事務局（森田事務局長）

１３９番と１４０番につきまして、確認委員である邑田推進委員に代わり、報告書を代読させていただ

きます。

申請地は■■■■集落にあり、町道より南に３０ｍ行った左側の土地で、水稻を栽培しています。

借受人は水稻の専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件にも問題ありません。

つづきまして、１４０番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、町道より西に５０ｍ行った左側の土地で、ハウスで百合を栽培しています。

借受人は百合の専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件にも問題ありません。

伊藤推進委員

１４１番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■のすぐ南西です。

借受人は多種類の野菜を栽培する兼業農家で、申請地では野菜を栽培します。農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

１４２番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■、■■■■バス停の橋を北に１００ｍくらい行った右側にあります。

借受人は主に水稻やトマトを栽培する兼業農家です。申請地では水稻を栽培することです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

澤村推進委員

１４３番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線沿いにあり、借受人は水稻を栽培

しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況も問題ありません。また地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１４４番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線より南へ５０ｍ程入ったところで、借受人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１４５番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線より南へ１００ｍ程入ったところであり、借受人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１４６番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線より南へ５０ｍ程入ったところで、借受人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１４７番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線より南へ５０ｍ程入ったところで、借受人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１４８番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線沿いにあり、借受

人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況も問題ありません。また地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１４９番について報告します。申請地は■■■■集落の町道■■■■線より南へ５０ｍ程入ったところで、借受人は水稻を栽培しており、申請地でも水稻を栽培するとのことです。世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第４号議案の１３８番以外について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第４号議案の１３８番以外は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。つづきまして、第４号議案の１３８番について議題とします。

４番氏原委員の退席を求めます。

【4 番氏原委員退席】

議長（北添会長）

4 番氏原委員が退席しましたので、138 番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、138 番について説明します。

貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が291㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定はその他野菜。設定期間が令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

5 番田村委員

138 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の北100mの畑です。

借受人は主に米を栽培する専業農家で、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案の138番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案の138番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

4番氏原委員の着席を求めます。

【4番氏原委員着席】

議長（北添会長）

つづきまして、第5号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件について議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第5号議案佐川町農業振興地域整備計画変更（除外）3件について説明します。

7番は所有者が■■■の■■■さん。転用予定者が■■■の■■■さん。土地の所在が東組字■■■番、地目は田で、面積は1, 012㎡の内330.58㎡。

申請内容は一般個人住宅の建築とのことで、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

8番は所有者が[]の[]さん。転用予定者が[]の[]さん。土地の所在が加茂字[]番[]。地目は田で、面積は1, 547㎡。

申請内容は建築条件付宅地分譲（5件分）の建築で、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

9番は所有者が[]さんの相続人である、[]の[]さんと[]さん。転用予定者が[]の[]の[]さん。土地の所在が加茂字[]番[]。地目は畑で、面積は329㎡。申請内容は[]への進入路で、[]が代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

7番につきまして、確認委員である森推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落の南西部分に位置し、[]から南東へ200m程度にあります。隣接する農地は西と北側にあり、いずれも現所有者の農地であり、南側は町道、東側は住宅進入路となっています。関係者の承諾も得ており、排水や進入路等による周囲への影響は問題ありません。

報告は以上です。

議長（北添会長）

8番について報告します。申請地は■■■■より西500m、■■■■入り口より、南の■■■■の太陽光発電の山のすぐ北下で、■■■■さんの住宅の東田です。譲受人の■■■■さんは地区にて宅地分譲事業を多くやられています。

申請用地の北は町道、東も町道で、隣接する西の田の所有者■■■■さん、南の田の■■■■さん2名の同意書も取っております。また、排水に関しては雨水は自然排水で北の排水路に、そして生活排水については浄化槽にて対応して北の排水路に流します。関係工事車両は町道より進入路の確保ができています
以上のことにより許可をしても何も問題ありません。

北添推進委員

9番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■の東側50mにあり、東側は農道、西側・南側は山林で、北側は水田であり、関係者の承諾も得ております。
また、排水や日照についても影響がなく、特に問題はありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他に移ります。

1. 令和2年度移動農業委員会・座談会の開催について、事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

令和2年度の移動農業委員会・座談会の開催についてですが、今年はコロナの関係もあり、まだ開催していません。状況的には今年度の開催は難しいように思いますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（北添会長）

状況を見ないと開催は難しい。今年の開催は無理だろう。今年は中止でいいと思う。

5 番田村委員

異議無し。

議長（北添会長）

それでは、移動農業委員会と座談会については、今年は中止とします。

次に、2の令和3年度先進地視察研修についてだが、ちょうど来年が視察研修の年となるが、これも先ほどと同じくコロナの関係があるし、段取りとか相手にも気の毒なので、局長には私の意見として、行くなれば道の駅を絡めて見に行って参考にしたらどうかと言っています。他に意見はないだろうか。

事務局（前田主任）

局長とはこの前も話をしたのですが、実際、コロナの関係で本当に視察研修に行けるのかどうか分から

ないが、いざ行けると言う時に予算がなかったので行けませんでしたというのは問題なので、とりあえず前は平成30年8月30日から31日の1泊2日で行いました。視察先は岡山県玉野市と井原市で、耕作放棄地の市民農園化と、耕作放棄地対策としての薬用シャクヤク栽培の取組について、農業委員7人と推進員9人、事務局2人の合計18人で参加しました。

令和3年度の予算作成の期限が迫っているため、前回の研修時の予算と同程度の予算を要望するようになっていますが、その研修先について何かご希望とかはありますか？

今のところ、耕作放棄地対策と6次産業に関する研修をテーマに、岡山県と兵庫県で検討しています。

議長（北添会長）

事務局に一任でいいと思うが、どうだろうか。

1番藤原委員

異議無し。

議長（北添会長）

では、2の令和3年度先進地視察研修の行き先については、事務局に一任します。

次に、3. 人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査について、事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査についてですが、そもそも「人・農地プラン」が何なのか説明すると、平成24年度から農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる中心経営体と言われる農業者やその地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表されるものです。

このプランを作成するだけでなく、実質化するにあたり、農業者へのアンケート調査が必要になりま

す。１１月１８日に行った県との打ち合わせで、アンケート調査だけでも今年度中に発送しておくようにという話がありました。

アンケート調査においては農業委員さん・推進委員さんのご協力が不可欠となってきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

議長（北添会長）

その関連で、高知県で人・農地プランの書類が提出されていないのは１３市町村あるそうです。１１月２０日ですか、一応堀見町長に面談をしてもらい、農業委員会の実情を説明して、人・農地プランをやらなければいけないというなら人がいないのでなかなか難しいですよというような話はしています。近々、返事をもらえると思います。

次に、４．令和３年申請締切日と定例総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

令和３年の申請締切日と定例総会開催日につきましては、お手元に配付の資料のように考えていますので、皆さんよろしくお願いします。

議長（北添会長）

その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第４回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は１２月２１日、月曜日、午後１時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
